

シンポジウム

日本の福祉行政施策からみた高齢者支援

—介護保険制度と人材不足の課題—

Social policies for aging in Japan: From a social welfare perspective

大和 三重

Mie Ohwa

1. はじめに

本シンポジウムでは、福祉行政において高齢者に対してどのような施策がなされてきたかについて述べることにする。我が国の65歳以上の高齢者は、現在23%になっている。50年後、100年後にはいずれも総人口は減るものの、高齢者の割合は40%と変わらず推移するということを先ず確認しておく必要がある。

2. 高齢者福祉施策の史的展開

高齢者に対する施策としては、1959年の国民年金法によって老齢年金が創設され、経済的保障が行われた(表1)。1963年には老人福祉法が制定され、はじめて救済施策だけでない高齢者の福祉に関わる総合的な施策が実施されることになった。とりわけ特別養護老人ホーム(以後、特養)の創設による介護ニーズへの施策がとられたことは大きい。この施策は、高齢者に

関する福祉の根幹であり、ほかの福祉法は戦後すぐにできていたが、これだけは昭和30年代後半までできなかった。すなわち、それだけ高齢者の割合が少なく高齢者問題は、社会問題ではなかったことが伺える。1970年代に入ると、老人医療費無料化を経てオイルショックの後、経済成長の鈍化とともに社会福祉予算は見直され、社会福祉制度改革が始まる。1970年代後半には在宅福祉サービスの3本柱が開始され、1980年代に入って従来の施設福祉から在宅福祉を本格的に目指すことになる。1982年には、高齢者の健康保健事業に関する法律である老人保健法が制定され、老人医療費無料化は廃止となり、予防からリハビリテーションまで保健事業を総合的に実施し、老人福祉の増進が図られた。1988年の「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について(福祉ビジョン)」では、保護の対象とされていた高齢者から社会に貢献できる自立した高齢者を目指すことが強調され、老人保健施設ができた。この施設は、病院から在宅に復帰するまでの間リハビリを中心に行う施設であり、いわゆるリハビリの専門家を配置した施設である。低下した筋力を戻し、自立できるようにしてから、在宅に帰すという目的でつくられた(なお、この老人保健法は、現在は介護保険法の中にすべて移行している)。1989年は「高齢者保健福祉推進10か年戦略(ゴールドプラン)」が策定され、在宅お

表1 高齢者福祉施策の動向

1963	老人福祉法制定(特養の創設)
1973	老人医療費無料化
1982	老人保健法制定
1988	老人保健施設創設
1989	高齢者保健福祉推進10か年戦略(ゴールドプラン)
1990	福祉関係八法の改正
1997	介護保険法制定
2000	介護保険法実施、社会福祉基礎構造改革
2005	介護保険法改正
2006	地域包括支援センター創設
2008	後期高齢者医療制度

関西学院大学大学院人間福祉研究科